

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変更前					変更後					変更理由
(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。  (中略)  4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般  (中略)  d) 組織内のプロセスの実効的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した文書及び記録 ①以下の文書					(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。  (中略)  4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般  (中略)  d) 組織内のプロセスの実効的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した文書及び記録 ①以下の文書					非管理区域等廃棄物の管理に係る条文追加に伴う変更
第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	管理箇所	第3条以外の関連条文	第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	管理箇所	第3条以外の関連条文	
5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	原子力安全・統括部	—	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	原子力安全・統括部	—	
(中略)					(中略)					
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	燃料管理基本マニュアル	プール燃料取り出しプログラム部	第13条, 第34条～第37条, 第81条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	燃料管理基本マニュアル	プール燃料取り出しプログラム部	第13条, 第34条～第37条, 第81条	
		放射性廃棄物管理基本マニュアル	防災・放射線センター	第38条, 第39条, 第41条～第43条, 第81条			放射性廃棄物管理基本マニュアル	防災・放射線センター	第38条～第39条, 第41条～第43条, 第81条	
		施設管理基本マニュアル	建設・運用・保守センター	第29条, 第68条, 第81条			施設管理基本マニュアル	建設・運用・保守センター	第29条, 第68条, 第81条	
		放射線管理基本マニュアル	防災・放射線センター	第45条～第67条, 第81条			放射線管理基本マニュアル	防災・放射線センター	第45条～第67条, 第81条	
		原子力災害対策基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	原子力運営管理部	第69条～第78条			原子力災害対策基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	原子力運営管理部	第69条～第78条	
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4	運転管理基本マニュアル	建設・運用・保守センター	第12条, 第13条, 第15条～第16条の2, 第18条, 第20条～第29条, 第33条, 第40条の2, 第81条, 第82条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4	運転管理基本マニュアル	建設・運用・保守センター	第12条, 第13条, 第15条～第16条の2, 第18条, 第20条～第29条, 第33条, 第40条の2, 第81条, 第82条	
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.3, 7.4, 7.5, 7.6, 8.2.4	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.3, 7.4, 7.5, 7.6, 8.2.4	廃止措置基本マニュアル	プロジェクトマネジメント室	第12条, 第13条, 第16条～第18条, 第20条～第26条の2, 第38条～第40条, 第41条～第43条, 第45条～第78条, 第81条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.3, 7.4, 7.5, 7.6, 8.2.4	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.3, 7.4, 7.5, 7.6, 8.2.4	廃止措置基本マニュアル	プロジェクトマネジメント室	第12条, 第13条, 第16条～第18条, 第20条～第26条の2, 第38条, <u>第39条</u> , 第40条, 第41条～第43条, 第45条～第78条, 第81条	
(中略)					(中略)					
8.2.4	8.2.4	検査及び試験基本マニュアル	廃炉安全・品質室	第68条, 第81条	8.2.4	8.2.4	検査及び試験基本マニュアル	廃炉安全・品質室	第68条, 第81条	
(中略)					(中略)					

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>記載なし  (中略)</p>	<p><u>(非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物の管理)</u> <u>第38条の2</u> <u>非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物のうち、汚染がないことから構外に搬出して処分しようとする対象物（以下「非管理区域等廃棄物」という。）の範囲は、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域内に持ちこまれたビン、缶、ペットボトル、古紙、割りばし、容器包装プラスチック、製品プラスチック、吸い殻等の生活ごみとする。</u> <u>2. 各プログラム部長及び各GMは、次項において、非管理区域等廃棄物の判断を受けようとするものについては、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域において、他の廃棄物の混入防止措置及び汚染防止措置を講じる等、適切な管理を行う。</u> <u>3. 廃棄物対策プログラム部長は、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物について、適切な混入防止措置及び汚染防止措置が講じられていることを確認したものについては、非管理区域等廃棄物と判断する。</u> <u>4. 放射線防護GMは、非管理区域等廃棄物と判断されたものについて、適切な測定方法により測定された念のための放射線測定評価を行い、その測定結果が、理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</u> <u>5. 各プログラム部長及び各GMは、非管理区域等廃棄物と判断されたものについては、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から構外へ搬出するまでの間、汚染されたものとの混在防止措置及び汚染防止措置を講じる等、所要の管理を行う。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>非管理区域等廃棄物の管理に係る条文追加に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（令和8年2月24日 原規規発第2602241号） （施行期日） 第1条 <u>この規定は、令和8年3月6日から施行する。</u></p> <p>2. 第4条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、配電・電路グループの組織変更を行う日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 第9条、第11条、第18条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第26条の2、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第81条及び第82条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則の施行日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和7年12月8日 原規規発第2512082号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（ （施行期日） 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 2. 第3条及び第38条の2については、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物を構外へ搬出しようとする日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>附則（令和8年2月24日 原規規発第2602241号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 第4条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、配電・電路グループの組織変更を行う日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 第9条、第11条、第18条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第26条の2、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第81条及び第82条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則の施行日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和7年12月8日 原規規発第2512082号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>非管理区域等廃棄物の管理に係る条文追加に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
記載なし	<p><u>(非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物の管理)</u>  <u>第87条の2</u>  <u>非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物のうち、汚染がないことから構外に搬出して処分しようとする対象物（以下「非管理区域等廃棄物」という。）の範囲は、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域内に持ちこまれたビン、缶、ペットボトル、古紙、割りばし、容器包装プラスチック、製品プラスチック、吸い殻等の生活ごみとする。</u>  <u>2. 各プログラム部長及び各GMは、次項において、非管理区域等廃棄物の判断を受けようとするものについては、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域において、他の廃棄物の混入防止措置及び汚染防止措置を講じる等、適切な管理を行う。</u>  <u>3. 廃棄物対策プログラム部長は、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物について、適切な混入防止措置及び汚染防止措置が講じられていることを確認したものについては、非管理区域等廃棄物と判断する。</u>  <u>4. 放射線防護GMは、非管理区域等廃棄物と判断されたものについて、適切な測定方法により測定された念のための放射線測定評価を行い、その測定結果が、理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</u>  <u>5. 各プログラム部長及び各GMは、非管理区域等廃棄物と判断されたものについては、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から構外へ搬出するまでの間、汚染されたものとの混在防止措置及び汚染防止措置を講じる等、所要の管理を行う。</u></p>	非管理区域等廃棄物の管理に係る条文追加に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変更前	変更後	変更理由																		
<p>(発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理)</p> <p>第87条の<u>2</u></p> <p>発電所の敷地内で発生した瓦礫等<sup>*1</sup>について、廃棄物対策プログラム部長は、固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設<sup>*2</sup>及び伐採木一時保管槽<sup>*3</sup>を含む。）について、柵、ロープ等により区画を行い、人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また、遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）で発生した廃棄物の管理)</p> <p>第87条の<u>3</u></p> <p>多核種除去設備GMは、表87の<u>3</u>－1に定める放射性廃棄物を定められた貯蔵施設に貯蔵する。</p> <p>2. 多核種除去設備GMは、表87の<u>3</u>－1に定める貯蔵施設において次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射性廃棄物の貯蔵状況を1週間に1回確認する。</p> <p>3. 1～6号機械設備GMは、5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化装置で使用したキレート樹脂及びゼオライト並びに淡水化装置で使用した逆浸透膜及びフィルタ類を固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定する。</p> <p>4. 廃棄物対策プログラム部長は、表87の<u>3</u>－2に定める貯蔵箇所において次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 廃棄物の貯蔵状況を確認するために、1週間に1回貯蔵箇所を巡視するとともに、1ヶ月に1回貯蔵量を確認する。</p> <p>(2) 空間線量率及び空气中放射性物質濃度を定期的に測定するとともに、線量率測定結果を表示する。</p> <p>表87の<u>3</u>－1</p> <table border="1" data-bbox="97 1062 1172 1205"> <thead> <tr> <th>放射性廃棄物の種類</th> <th>貯蔵施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化ユニットで使用したセシウム/ストロンチウム同時吸着材吸着塔</td> <td>使用済セシウム吸着塔一時保管施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>表87の<u>3</u>－2</p> <table border="1" data-bbox="97 1272 1172 1516"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>貯蔵箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化装置で使用したキレート樹脂及びゼオライト</td> <td rowspan="2">固体廃棄物貯蔵庫</td> </tr> <tr> <td>5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）淡水化装置で使用した逆浸透膜及びフィルタ類</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	放射性廃棄物の種類	貯蔵施設	5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化ユニットで使用したセシウム/ストロンチウム同時吸着材吸着塔	使用済セシウム吸着塔一時保管施設	廃棄物の種類	貯蔵箇所	5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化装置で使用したキレート樹脂及びゼオライト	固体廃棄物貯蔵庫	5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）淡水化装置で使用した逆浸透膜及びフィルタ類	<p>(発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理)</p> <p>第87条の<u>3</u></p> <p>発電所の敷地内で発生した瓦礫等<sup>*1</sup>について、廃棄物対策プログラム部長は、固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設<sup>*2</sup>及び伐採木一時保管槽<sup>*3</sup>を含む。）について、柵、ロープ等により区画を行い、人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また、遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）で発生した廃棄物の管理)</p> <p>第87条の<u>4</u></p> <p>多核種除去設備GMは、表87の<u>4</u>－1に定める放射性廃棄物を定められた貯蔵施設に貯蔵する。</p> <p>2. 多核種除去設備GMは、表87の<u>4</u>－1に定める貯蔵施設において次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射性廃棄物の貯蔵状況を1週間に1回確認する。</p> <p>3. 1～6号機械設備GMは、5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化装置で使用したキレート樹脂及びゼオライト並びに淡水化装置で使用した逆浸透膜及びフィルタ類を固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定する。</p> <p>4. 廃棄物対策プログラム部長は、表87の<u>4</u>－2に定める貯蔵箇所において次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 廃棄物の貯蔵状況を確認するために、1週間に1回貯蔵箇所を巡視するとともに、1ヶ月に1回貯蔵量を確認する。</p> <p>(2) 空間線量率及び空气中放射性物質濃度を定期的に測定するとともに、線量率測定結果を表示する。</p> <p>表87の<u>4</u>－1</p> <table border="1" data-bbox="1317 1062 2392 1205"> <thead> <tr> <th>放射性廃棄物の種類</th> <th>貯蔵施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化ユニットで使用したセシウム/ストロンチウム同時吸着材吸着塔</td> <td>使用済セシウム吸着塔一時保管施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>表87の<u>4</u>－2</p> <table border="1" data-bbox="1317 1272 2392 1516"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>貯蔵箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化装置で使用したキレート樹脂及びゼオライト</td> <td rowspan="2">固体廃棄物貯蔵庫</td> </tr> <tr> <td>5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）淡水化装置で使用した逆浸透膜及びフィルタ類</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	放射性廃棄物の種類	貯蔵施設	5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化ユニットで使用したセシウム/ストロンチウム同時吸着材吸着塔	使用済セシウム吸着塔一時保管施設	廃棄物の種類	貯蔵箇所	5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化装置で使用したキレート樹脂及びゼオライト	固体廃棄物貯蔵庫	5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）淡水化装置で使用した逆浸透膜及びフィルタ類	<p>非管理区域等廃棄物の管理に係る条文追加に伴う変更</p>
放射性廃棄物の種類	貯蔵施設																			
5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化ユニットで使用したセシウム/ストロンチウム同時吸着材吸着塔	使用済セシウム吸着塔一時保管施設																			
廃棄物の種類	貯蔵箇所																			
5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化装置で使用したキレート樹脂及びゼオライト	固体廃棄物貯蔵庫																			
5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）淡水化装置で使用した逆浸透膜及びフィルタ類																				
放射性廃棄物の種類	貯蔵施設																			
5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化ユニットで使用したセシウム/ストロンチウム同時吸着材吸着塔	使用済セシウム吸着塔一時保管施設																			
廃棄物の種類	貯蔵箇所																			
5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化装置で使用したキレート樹脂及びゼオライト	固体廃棄物貯蔵庫																			
5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）淡水化装置で使用した逆浸透膜及びフィルタ類																				

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（令和8年2月24日 原規規発第2602241号） （施行期日） 第1条 <u>この規定は、令和8年3月6日から施行する。</u></p> <p>2. 第4条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、配電・電路グループの組織変更を行う日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 第9条、第11条、第55条、第72条、第73条、第74条、第75条、第118条、第120条及び第121条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則の施行日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和7年12月8日 原規規発第2512082号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（ （施行期日） 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 2. 第87条の2については、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物を構外へ搬出しようとする日から適用する。</u></p> <p>附則（令和8年2月24日 原規規発第2602241号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 第4条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、配電・電路グループの組織変更を行う日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 第9条、第11条、第55条、第72条、第73条、第74条、第75条、第118条、第120条及び第121条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則の施行日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和7年12月8日 原規規発第2512082号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>非管理区域等廃棄物の管理に係る条文追加に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表 (第Ⅲ章 第3編 2. 1 放射性廃棄物等の管理)

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>2 放射性廃棄物等の管理に関する補足説明 2.1 放射性廃棄物等の管理</p> <p>(中略)</p> <p><u>(現行記載なし)</u></p>	<p>2 放射性廃棄物等の管理に関する補足説明 2.1 放射性廃棄物等の管理</p> <p>(中略)</p> <p><u>2.1.4 非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物の管理</u></p> <p><u>2.1.4.1 基本方針</u> 非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物は、廃棄又は資源として有効利用する。</p> <p><u>2.1.4.2 非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物と管理方法</u></p> <p><u>(1)非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物</u> 非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物のうち、汚染がないことから構外に搬出して処分しようとする対象物(以下「非管理区域等廃棄物」という。)の範囲は、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域内に持ちこまれたビン、缶、ペットボトル、古紙、割りばし、容器包装プラスチック、製品プラスチック、吸い殻等の生活ごみとする。</p> <p><u>(2)管理方法</u> 非管理区域等廃棄物は、同区域内に設置された容器に封入する。非管理区域等廃棄物は、袋内が容易に確認出来るように透明な袋を使用し、他の廃棄物の混入防止措置を講ずる。 また、容器に封入する時は、適切な測定方法による念のための放射線測定評価を行い、その測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。 非管理区域等廃棄物を封入した容器は、密閉・封印する。非管理区域等廃棄物を封印した容器は、容器表面の放射線測定を実施後、福島第一原子力発電所構外に搬出する。なお、当該容器は、再利用等を実施するために福島第一原子力発電所に戻す。</p> <p>(以上)</p>	<p>非管理区域等廃棄物の管理追加に伴う新規記載</p>